

3 市 民 生 活 部

戸籍・住民登録

1 本籍数と本籍人口

(各年3月31日現在)

区 分 \ 年	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)
本 籍 数	97,003	98,159	99,265
本 籍 人 口	245,208	247,286	249,260

2 戸籍届出件数 平成26年度(2014年度)

(単位：件)

区 分	本 籍 人	非 本 籍 人	計
出 生	2,267	1,862	4,129
死 亡	1,799	1,544	3,343
婚 姻	2,746	634	3,380
離 婚	778	93	871
養 子 縁 組	191	32	223
養 子 離 縁	59	5	64
入 籍	589	42	631
転 籍	1,702	14	1,716
そ の 他	863	116	979
計	10,994	4,342	15,336

(注) 本籍人については、他市町村からの送付も含む

3 住民異動届取扱件数 平成26年度(2014年度)

(単位：件)

区 分	件 数	区 分	件 数
転 入 届	14,811	そ の 他	3,307
転 出 届	13,553	計	37,562
転 居 届	5,891		

(注) 1 転入届件数には転出取消含む

2 転出届件数には国外移住届を含む

4 出張所の業務と取扱件数

(1) 業務内容

- ア 戸籍に関する届出及び申請並びに謄抄本請求の受付に関すること
- イ 住民基本台帳に関すること
- ウ 課税・所得証明書などの交付に関すること
- エ 国民健康保険・国民年金等に関する届出及び申請等の受付に関する事項ほか

(2) 住民登録人口・世帯数 平成27年(2015年)3月31日現在

区 分	世 帯 数	人 口 (人)
千 里 出 張 所	28,897	62,694
千 里 丘 出 張 所	13,510	35,276
山 田 出 張 所	22,416	54,651

(3) 処理件数 平成26年度(2014年度)

- ア 住民異動届出処理件数 1万2,618件
- イ 証明書交付枚数
 - 戸 籍 1万1,765通
 - 住 民 票 5万9,689通
 - 印 鑑 3万9,220通
 - 諸 証 明 672通

(注) 無手数料分を含む

5 住民票等発行オンラインシステム

本市では昭和56年度(1981年度)から住民基本台帳の電算機入力に取り組み、市民サービスの向上と行政事務の省力化、近代化を図ってきたが、当初は住民記録の全項目にわたる入力ではなかったため、利用業務に制限があり、市民サービスへの利用度も十分なものではなかった。

その後、近年における電算機器の急速な進歩に合わせて、昭和61年(1986年)6月30日から、住民票、届出証明書等の本庁、出張所の管轄区域を問わない発行と、多岐にわたる市の行政事務に住民情報を即時に利用することを目的とした「住民票発行オンラインシステム」が稼働した。また、昭和63年(1988年)11月7日から「印鑑登録証明発行オンラインシステム」が稼働し、これまでの印鑑登録制度では管轄区域を越えて、印鑑登録の申請並びに改廃等の申請ができなかったものが、稼働後においては、管轄区域を問わず住民票と同様に各種の申請が可能となった。同時に

「外国人登録済証明発行オンラインシステム」の稼働により、本庁以外では発行できなかった外国人登録済証明書（現・登録原票記載事項証明書）も各出張所で発行できるようになった。

住民記録には個人のプライバシーに関わる項目が記録されているため、「吹田市個人情報保護条例及び同施行規則」並びに「吹田市電子計算組織の管理運営に関する規程」に基づき、データ保護に万全を期すとともに、システムダウン時において証明発行に支障を来さないよう、平成5年度(1993年度)からバックアップシステムを導入し、市民のプライバシー保護と市民サービスの向上に努めている。

平成11年(1999年)8月の住民基本台帳法改正に基づき、平成14年(2002年)8月5日から「住民基本台帳ネットワークシステム」の第一次稼働に伴い、日本国籍を有する住民基本台帳登録者に11桁の住民票コードの付番をし、本人確認情報の提供を行っている。

平成15年(2003年)8月25日から「住民基本台帳ネットワークシステム」の第二次稼働に伴い、希望者には有料で住民基本台帳カード（住基カード）の交付を開始し、また、官公署の写真入り身分証明書の提示又は住基カードの利用により、他の市町村の方でも住民票の写しが取れる広域住民票の交付が可能になった。さらに、平成16年(2004年)1月29日から国税の申告など公的機関への様々な行政手続をインターネット上で行うために必要な大阪府認証局の電子証明書の発行を行っている（公的個人認証サービス）。

平成24年(2012年)7月9日に住民基本台帳法の一部改正により外国人登録法が廃止された。外国人住民にも住民票が作成されるようになり、同時に登録原票記載事項証明書は廃止された。

また、平成25年(2013年)7月8日には外国人住民の住民基本台帳ネットワークシステムへの接続が始まり、11桁の住民票コードが付番された。同時に、外国人住民への住民基本台帳カードの有料交付も開始された。

平成27年(2015年)10月5日個人番号制度が開始されるのに当たり、現行システムでは複雑化、ブラックボックス化が進み、改修が困難であることから、新システムの開発を行い、平成27年(2015年)6月29日新システムが稼働した。

6 市民サービスコーナー

(1) 目的

住民票、印鑑登録のオンラインシステムを活用し、住民の身近な場所に証明発行のための市民サービスコーナーを設け、証明発行窓口の混雑緩和と市民サービスの向上を図る。

(2) 業務内容

印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、年金現況届（はがき）証明書、母子健康手帳の交付、転入・転居届の受付(市役所本庁日曜コーナーのみ)

(3) 設置場所、業務時間及び開設年月日

名 称	業 務 時 間	開 設 年 月 日
市役所本庁土曜コーナー	毎週土曜日 午前9時～正午 (祝日・年末年始を除く)	平成5年(1993年)4月
市役所本庁日曜コーナー	毎月第3日曜日 午前9時～正午	平成23年(2011年)2月
さんくす市民サービスコーナー		平成元年(1989年)12月1日
江坂 //	平日 午前9時～午後5時30分	//
原 //	毎週土曜日 午前9時～正午	//
岸部 //	(日曜日・祝日・年末年始を除く)	平成2年(1990年)6月1日
北千里 //		//

このほか、勤務の都合で市役所の執務時間中に来庁できない市民のために、取次事務を行っている。

取次場所 さんくす市民サービスコーナー、江坂市民サービスコーナー

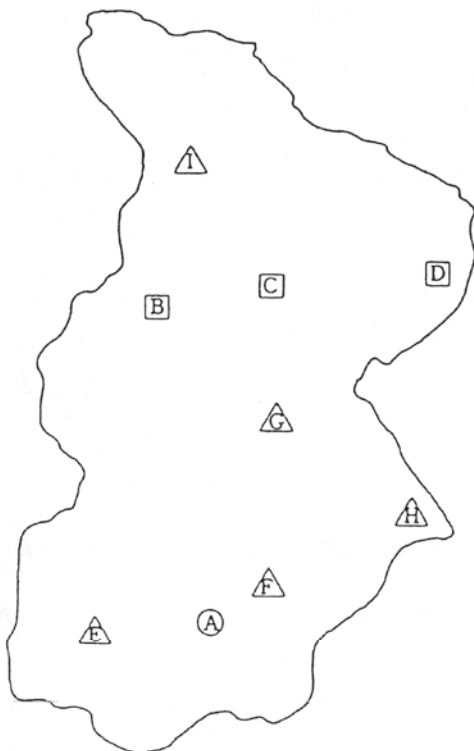
取次時間 月～金曜日(土・日曜日・祝日・年末年始は除く)の午前7時～午前9時、
午後5時30分～午後7時

取次内容 印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付

取次利用実績 平成26年度(2014年度)

利用者数 726人 申請件数 785件 交付通数 1,030通

出張所、市民サービスコーナーの配置



- A 市役所 泉町1丁目3番40号
- B 千里出張所 津雲台1丁目2番1号
(千里ニュータウンプラザ内)
- C 山田出張所 山田西2丁目5番1号
- D 千里丘出張所 千里丘上14番30号
- △E 江坂市民サービスコーナー 江坂町1丁目19番1号
(江坂公園内)
- △F さんくす市民サービスコーナー 朝日町1番201号
(さんくす1番館2階)
- △G 原市民サービスコーナー 原町4丁目26番8号
(原町児童センター内)
- △H 岸部市民サービスコーナー 岸部南1丁目4番8号
(岸部市民センター内)
- △I 北千里市民サービスコーナー 古江台4丁目2番D2-303号(ディオス北千里内)

7 手数料

(1) 平成26年度(2014年度)の手数料収入

区 分	件 数	手 数 料 (円)
戸 籍 謄 ・ 抄 本 等 交 付	69,626	27,881,400
住 民 票 の 写 し 交 付	224,408	39,082,310
印 鑑 証 明 書 交 付	112,868	33,847,200
諸 証 明 交 付	4,825	1,397,400
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド 交 付	2,033	956,500
計	413,760	103,164,810

(注) 件数には無手数料分を含む

(2) 各種手数料の1件当たり金額

(平成24年7月1日施行)

手数料を徴収する事項	区 分	金 額 (円)
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	450
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	750
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	350
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	450
届出若しくは申請の受理の証明書の交付	1通につき	350
禁治産者、準禁治産者及び成年被後見人に関する証明又は破産者に関する証明	1件1項目につき	300
不在籍(住)に関する証明	1件につき	300
住民基本台帳の閲覧	1件につき	300
住民票の写しの交付	1件につき	200
印鑑登録証明	1件につき	300
住民基本台帳カードの交付	1件につき	500

広聴活動

1 「市民の声」

窓口、市政相談電話、ファクシミリ、電子メールなど様々な媒体で市政についての相談・要望・提言・意見・苦情・問合せを随時受け付け、回答している。

平成23年(2011年)4月からは、広聴制度を見直し、市政に関する建設的で積極的な提言・意見を広く求め、市政運営の参考とするため、事務処理の見直しや各室課への広聴担当者の設置など、より迅速な対応にも努めている。

平成26年度(2014年度) 5,124件

2 市民相談課の相談

平成26年度(2014年度)

相談種別	曜日・日時	相談内容	担当員	利用状況(件)
市政相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	市政に対する意見や相談、 要望、苦情など	市職員	5,124
行政相談	木曜日 (13:00～15:00)	国の行政に関する相談や 要望・苦情など	行政相談委員	61
法律相談	火・金曜日 (13:00～16:30)	相続、離婚、交通事故、 土地・建物の賃貸契約、金銭 問題などの法律相談	弁護士	1,800
登記・測量相談	第1・3月曜日 (14:30～16:30)	登記や測量に関する相談	司法書士 土地家屋調査士	92
多重債務相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	サラ金やクレジットなどでの 債務整理に関する相談 市職員が状況を聞き取った 後、専門家による相談につな ぐ	市職員	35 (うち専門相談 34)
	第2・4木曜日 (13:00～16:00)		司法書士(第2木) 9 弁護士(第4木) 25	
			計	7,112

※上記以外の専門相談については、各担当室課で行っている。

3 市民意識調査

快適で暮らしやすいまちづくりを促進するため、市民が何を考え、何を求めているかを把握し、市民のニーズを市政に反映することを目的として、昭和53年度(1978年度)から4年ごとに実施している。

平成26年度(2014年度)が前回調査から4年目の10回目の調査年度にあたり、市民2,000人を対象に、住まいや地域環境、まちづくりについてなど、52項目にわたって調査を実施した。

4 市政モニタリング調査

平成19年度(2007年度)から、市民参画のまちづくり推進のため、郵送調査を通じて多くの市民

から意見を聴き、市政運営の参考とすることを目的として、無作為抽出した市民2,000人を対象に、アンケート調査を実施している。平成24年度(2012年度)に実施し、以降4年に1回実施する。(平成21年度(2009年度)までは、年に1回実施)

消費者行政

消費者行政は市民に直結した行政として消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、市民の消費生活の安全、安定及び向上を確保するため積極的に取り組み、次のとおり実施している。

1 消費者保護

消費生活センターにおいて、消費生活相談(商品や役務に関する苦情・処理など)を行い、消費者の利益の擁護及び市民の消費生活の安全確保に努めている。

2 消費者啓発

- (1) 消費生活展・消費者のつどい
- (2) 消費者啓発講座
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供
- (4) 啓発パンフレット作成・配布
- (5) 地域派遣学習会

3 消費者活動の推進

消費者活動を効果的に推進するため、消費者団体に対して消費者活動推進補助金の交付等を行うほか、市民の利益の擁護・増進に関して、消費者団体と広く連携して一体的な活動を行っている。

4 消費生活センター

消費者の保護及び学習活動推進のため、昭和55年(1980年)に市立消費生活センターを設置し、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費生活の安全、安定及び向上を図っている。

(1) 施設の概要

位 置 朝日町3番203号(吹田さんくす3番館2階)
延べ床面積 2階 96.04㎡ 4階会議室 60.1㎡ 合計156.14㎡

(2) 施設の利用状況

平成26年度(2014年度)	来所者数	3,852人(4階会議室利用者を含む。)
	消費生活相談件数	2,734件

(3) 主な業務・機能

ア 講座の開催(暮らしアップセミナー)	イ センターニュースの発行		
ウ 資料の提供	エ 消費者活動の場	オ 消費生活相談	カ パネル展示

国民年金

(1) 被保険者

ア 強制加入被保険者

- (ア) 第1号被保険者 ————— 自営業者や学生、無職の人など日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人
- (イ) 第2号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者
- (ウ) 第3号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ 任意加入被保険者

- (ア) 60歳以上65歳未満の者 ——— 受給資格期間(25年)に満たない人や満額(40年納付)の老齢基礎年金を受給できない人。ただし、昭和40年(1965年)4月1日以前に生まれた人で受給資格期間を満たしていない人は、70歳まで延長して加入可能。
- (イ) 在外邦人 ————— 外国に在住している20歳以上65歳未満の日本人

被保険者の推移

(単位：人) (各年度末現在)

区 分 年 度	強 制 加 入 者		任 意 加 入 者
	第1号被保険者	第3号被保険者	
平成24(2012)	46,286	33,903	1,090
” 25(2013)	45,839	33,977	964
” 26(2014)	45,337	33,899	861

(注) 第2号被保険者の数は不明

(2) 保険料

定額保険料 月 1万5,590円 (平成27年度)

付加保険料 月 400円

ただし、第2、第3号被保険者は除く。

保険料の免除・猶予

法定免除	障がい基礎年金又は被用者年金各法に基づく障がいを支給事由とする1級又は2級の年金の給付を受けている人、生活保護法による生活扶助を受けている人などが届出することにより免除される。
申請免除	保険料を納めるのが困難な場合、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の「全額」、「4分の3」、「半額」もしくは「4分の1」の納付が免除される。
若年者納付猶予	30歳未満の人で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。
学生納付特例	学生で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。

(3) 年金の種類

種類	支給要件		年金額
	時期	受給資格	
老齢基礎年金	大正15年(1926年)4月2日以降に生まれた人が65歳になったとき	国民年金と他の年金(配偶者の年金も含む)などを合計して原則として25年以上保険料を納めた人	加入可能年数を全て納付している人で 年780,100円
障がい年金	昭和61年(1986年)4月から廃止。既裁定のものは障がい基礎年金と同様の水準に引き上げて支給		1級 975,100円 2級 780,100円
	障がい基礎年金	国民年金に加入中に初診がある病気やけがが原因で障がいの状態になったとき 〔20歳前の障がいのときは納付要件は不要であるが、本人の所得制限がある〕	子がある時の加算 1人目 2人目 224,500円 (1人につき) 3人目以降 74,800円 (1人につき) ※子とは、18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障がいの状態にある子

種 類	支 給 要 件		年 金 額
	時 期	受 給 資 格	
遺	母 子 年 金 (準母子年金)	昭和61年(1986年)4月から廃止。既裁定のものは	
	遺 児 年 金	遺族基礎年金の水準に引き上げて支給	
族	遺 族 基 礎 年 金	被保険者又は受給資格を満たした人が亡くなったとき	死亡月の前々月までの加入期間のうち未納期間が3分の1未満の加入者の子のある配偶者又は子(特例)平成38年(2026年)3月31日までに65歳未満で死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。
	寡 婦 年 金	加入者が老齢の年金を受けずに死亡したとき	国民年金だけで、老齢の年金受給資格をもっており、何の年金も受けずに死亡した人の妻(ただし、妻が60歳から65歳まで)
	死 亡 一 時 金	加入者がいずれの年金も受けずに死亡したとき	第1号被保険者として、3年以上保険料を納付した加入者と生計を同じくしていた遺族
	老 齢 福 祉 年 金	明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた者が70歳になったとき	本人、配偶者、扶養義務者の所得が制限額以下及び公的年金が併給制限額以下である人
			配偶者(又は子の祖母・姉)が受けるとき 子が1人のとき 1,004,600円 子が2人のとき 1,229,100円 3人目以降は1人につき74,800円を加算 子が受けるとき 1人のとき 780,100円 2人のとき 1,004,600円 3人目以降は1人につき74,800円を加算 ※子の定義は障がい基礎年金と同じ
			夫が受けられるはずだった、老齢基礎年金の4分の3の額
			保険料納付期間などにより 120,000円～320,000円 なお、付加保険料を 3年以上納めたときは 8,500円加算
			全額支給 399,700円 一部支給 313,300円

(4) 給付状況

(単位：件、千円)

種 類	年 度 区 分	平成24(2012)		平成25(2013)		平成26(2014)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
老 齢	老 齢 年 金	1,848	961,239	1,637	854,570	1,443	744,260
	通算老齢年金	1,865	439,094	1,683	398,757	1,487	345,790
	老齢基礎年金	64,846	42,799,203	68,704	45,355,558	72,257	47,060,033
	老齢福祉年金	5	2,115	3	1,169	2	396
障がい	障がい年金	82	71,177	79	68,505	72	61,631
	障がい基礎年金(拠出)	1,680	1,449,648	1,755	1,504,071	1,809	1,524,935
	障がい基礎年金(20歳前) (注1)	2,089	1,874,900	2,150	1,922,702	2,199	1,929,915
遺 族	遺族基礎年金	564	433,212	542	417,381	524	402,405
	寡婦年金	31	13,325	27	11,780	25	10,657
計		73,010	48,043,913	76,580	50,534,493	79,818	52,080,022

(注1) 障がい基礎年金(20歳前)は、20歳前の障がい者及び旧障がい福祉年金からの移行者

情報公開

○吹田市情報公開条例

市が管理する公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を進めるために、吹田市情報公開条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日より施行した。同条例は、市政に関する市民の知る権利を保障する昭和62年(1987年)施行の吹田市公文書公開条例を、新たな時代に向けてより利用しやすい制度になるように全面的に改正したものである。

近年においては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることから、病院事業管理者を実施機関とする一部改正を平成19年(2007年)4月1日から、郵政民営化法の制定に伴う規定整備を条例公布の日である同年10月17日から、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づく2回の手数料改定を平成20年(2008年)4月1日から及び平成24年(2012年)4月1日から施行した。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針の下、情報公開運営審議会への市議会議員参画の見直しを平成25年(2013年)4月1日からの施行とし、市立吹田市民病院の地方独立行政法人化に伴い、平成26年(2014年)4月1日から病院事業管理者を実施機関より削除する条例の一部改正を行った。

1 公文書の公開

(1) 公開を請求できる者

市民に限らず誰でも公文書の公開を請求することができる。

(2) 公開の対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関が管理しているものを対象とする。

実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

(3) 公開しないことができる公文書

実施機関が管理する公文書は原則としてすべて公開となるが、次のような情報が含まれている公文書は例外的に公開しないことができる。

ア 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。

イ 法人等の事業活動に関する情報で、その事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。

ウ 市の機関等の公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼしたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ等があると認められるもの。

エ 市の機関等の事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

オ 法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報。

(4) 公開・非公開の決定

公開請求があった日から起算して15日以内に公開の諾否を決定し、その結果を請求者に通知する。（やむを得ない場合は15日、あるいは30日を限度として延長）

(5) 公開決定等に不服がある場合の救済

公開決定等に不服がある場合は、実施機関に対して不服申立てをすることができる。この場合、実施機関は、学識経験者で構成される情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して公開するかどうかを再決定する。

2 総合的な情報公開の推進

吹田市情報公開条例では、外郭団体の情報の公開について条例で定め、市が指定する団体については情報公開に関する規程をつくって公開に努めることを求め、市が指導・助言することを定めた。また、附属機関の会議の公開等についても定めている。

3 情報の提供

市民のニーズを反映した情報を積極的に提供するため、行政資料閲覧コーナーを設け、情報の提供を行っている。また、平成10年(1998年)4月1日から市発行の有料図書の販売も行っている。

提供資料

各種行政概要、計画書、調査報告書、統計書など約6,800点

平成26年度(2014年度)有料図書等販売実績 6種類 22部

4 情報公開の運用状況

(1) 総括表 平成26年度(2014年度)

区 分	利用件数 (利用人数)
公文書公開	449件 (185人)
情報提供	8,692件 (6,897人)

(2) 公文書公開の内訳

平成26年度(2014年度) (単位: 件)

処理区分	実 施 機 関										合 計
	市 長	教育委	選管委	公平委	監査委	農業委	固定委	水 道	消防長	議 会	
公 開	111	16	0	0	0	0	0	2	0	6	135
部分公開	127	7	0	0	0	1	0	10	3	11	159
非 公 開	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
文書不存在	134	12	0	0	0	2	0	0	0	0	148
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	378	36	0	0	0	3	0	12	3	17	449

(3) 情報提供の内訳

平成26年度(2014年度)

内容	行 政 一 般	財 務	生活・ 環 境	社 会 福 祉	産業・ 労 働	道路・ 建 築	教育・ 文 化	議 会	上水・ 下 水 道	その他	計
件数	168	611	80	46	20	3,574	140	90	3,173	790	8,692
比率 (%)	2.0	7.0	0.9	0.5	0.2	41.1	1.6	1.1	36.5	9.1	100.0

○吹田市個人情報保護条例

情報化社会の今日、行政や民間事業者において個人情報を適切に取り扱うためのルールが必要である。

そこで、本市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、行政のみならず事業者並びに市民も含め、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とし、吹田市個人情報保護条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日から施行した。

その後、国における「個人情報の保護に関する法律」等の制定を受け、平成17年(2005年)3月31日に条例を一部改正した。改正内容は、罰則規定の新設と委託における受託者、指定管理者に対する措置とその責務に関する規定の整備等である。罰則規定は同年7月1日より施行、それ以外の部分は同年4月1日に施行した。

近年においては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることから、病院事業管理者を本市の実施機関と位置付ける一部改正を平成19年(2007年)4月1日から施行し、他の制度との調整につき統計法の全部改正に伴う規定整備が必要なことから、条例の一部改正を平成21年(2009年)4月1日から施行した。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針のもと、個人情報保護審議会への市議会議員参画の見直しを平成25年(2013年)4月1日からの施行とし、市立吹田市民病院の地方独立行政法人化に伴い、平成26年(2014年)4月1日から病院事業管理者を実施機関より削除する条例の一部改正を行った。

本条例の主な内容は次のとおりである。

自己情報の開示・訂正・削除及び中止の請求

(1) 開示等を請求できる者

市民に限らず誰でも実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報の開示等を請求することができる(実施機関は情報公開条例に同じ)。

(2) 開示しないことができる自己情報

ア 法令等の規定により、開示することができないとされているもの。

イ 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの。

ウ 開示請求者以外の第三者に関する情報を含み、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの。

エ 市の機関等の事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(3) 開示等の決定

開示請求を受理した日から15日以内、訂正、削除及び中止の場合は30日以内に決定する。ただし、公文書が大量な場合や第三者の情報が含まれている場合は更に日数を要する場合がある。

(4) 開示等の決定に不服がある場合の救済

開示等の決定に対して不服があるときは、実施機関に対して不服申立てができる。この場合、実施機関は、学識経験者で構成される情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、開示・非開示等の再決定をする。

(5) 個人情報苦情処理委員

個人情報の取扱いについて、相談や苦情の申出を受け適正に処理するため設置したもの。

(6) 事業者の役割

事業者の個人情報の適正な取扱いについては、個人情報の収集、保管、利用等について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策への協力を事業者の責務として規定し、さらに、不適正な取扱いに対する市長の調査及び指導・勧告等の規定を設け、その確保を図っている。

(7) 市民の役割

市民の役割として、自己の個人情報の適切な管理と、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めることにより、積極的な役割を果たすよう規定している。

(8) 市の外郭団体との関係

市の外郭団体の内、市が指定する団体については、個人情報に関する規程を定め、その保護に努めることを求め、市が指導・助言することを定めている。

自己情報開示等請求件数

平成26年度（2014年度）（単位：件）

区 分	請 求 件 数	決 定 区 分					取下げ	計
		全部開示等	部分開示等	非開示等	文書不存在	存否 応答拒否		
開 示	117	74	32	2	9	0	0	117
訂 正	0	0	0	0	0		0	0
削 除	0	0	0	0	0		0	0
中 止	0	0	0	0	0		0	0
計	117	74	32	2	9	0	0	117

市税の概要

市税収入額

(単位：円)

年度 区分		平成25(2013)			平成26(2014)		
		収入額	収入率 (%)	前年比 (%)	収入額	収入率 (%)	前年比 (%)
普通	税	56,273,832,884	96.3	101.6	57,714,808,871	96.7	102.6
現 年	市 民 税	30,420,224,684	98.9	101.6	31,529,715,726	99.0	103.6
	個 人	25,780,821,424	98.8	104.1	25,887,444,946	98.8	100.4
	均 等 割	483,610,314	98.8	101.2	563,888,790	98.9	116.6
	所 得 割	25,297,211,110	98.8	104.1	25,323,556,156	98.8	100.1
	法 人	4,639,403,260	99.8	89.6	5,642,270,780	98.8	121.6
	均 等 割	1,097,538,160	99.3	101.9	1,129,576,380	99.3	102.9
	法 人 税 割	3,541,865,100	100.0	86.4	4,512,694,400	99.9	127.4
	固 定 資 産 税	23,218,390,810	99.1	100.8	23,582,028,956	99.2	101.6
	純 固 定 資 産 税	22,768,444,210	99.1	100.9	23,129,317,456	99.1	101.6
	土 地	9,524,573,406	99.0	99.6	9,558,874,352	99.0	100.4
家 屋	10,791,784,824	99.0	102.7	11,134,844,504	99.0	103.2	
償 却 資 産	2,452,085,980	100.0	98.3	2,435,598,600	100.0	99.3	
交 納 付 金	449,946,600	100.0	96.0	452,711,500	100.0	100.6	
交 付 金	449,946,600	100.0	96.0	452,711,500	100.0	100.6	
納 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
分	軽 自 動 車 税	177,193,290	96.3	101.9	182,434,400	96.5	103.0
分	市 た ば こ 税	1,967,496,061	100.0	110.3	1,917,198,122	100.0	97.4
分	現 年 課 税 分 合 計	55,783,304,845	99.0	101.5	57,211,377,204	99.1	102.6
滞 納	市 民 税	276,864,549	21.6	99.3	281,949,298	23.1	101.8
	固 定 資 産 税	208,390,730	26.7	111.7	216,787,836	29.5	104.0
	軽 自 動 車 税	5,272,760	23.5	82.6	4,694,533	22.9	89.0
	滞 納 繰 越 分 合 計	490,528,039	23.6	103.9	503,431,667	25.5	102.6
目 的 税	6,334,131,423	97.0	99.8	6,444,177,745	97.2	101.7	
現 年	入 湯 税	30,552,225	100.0	104.2	25,067,550	100.0	82.0
	事 業 所 税	988,935,030	99.9	93.0	1,021,473,500	100.0	103.3
	都 市 計 画 税	5,260,682,839	99.0	101.0	5,340,405,713	99.0	101.5
	現 年 課 税 分 合 計	6,280,170,094	99.1	99.7	6,386,946,763	99.2	101.7
滞 納	事 業 所 税	0	0.0	0.0	924,570	0.0	0.0
	都 市 計 画 税	53,961,329	27.3	111.7	56,306,412	29.7	104.3
	滞 納 繰 越 分 合 計	53,961,329	27.3	111.7	57,230,982	30.1	106.1
市 税 合 計	62,607,964,307	96.4	101.4	64,158,986,616	96.7	102.5	
1人当たり市税額		173,908			176,796		
1世帯当たり市税額		387,239			391,457		

市 民 税

1 個人市民税の調定額（現年課税分）

区分 年度	調 定 額 (千円)		納 税 義 務 者 数 (人)			特別徴収義務者数(人)	
平成 24 (2012)	25,090,317	普通徴収	6,168,679	162,394	普通徴収	42,359	27,955
		特別徴収	18,921,638		特別徴収	120,035	
平成 25 (2013)	26,104,086	普通徴収	6,821,851	164,419	普通徴収	41,523	28,381
		特別徴収	19,282,235		特別徴収	122,896	
平成 26 (2014)	26,190,008	普通徴収	6,567,177	166,845	普通徴収	40,572	28,738
		特別徴収	19,622,831		特別徴収	126,273	

(注) 1 納税義務者数は徴収区分変更前

2 納税義務者数は普通徴収の過年度分及び特別徴収の退職所得の分離課税に掛かる所得割分を除く

2 法人市民税の調定額（現年課税分）

区分 年度	調 定 額 (千円)						収 入 額 (千円)	収入率 (%)	前年度比	
	均 等 割		法 人 税 割		合 計				調定 (%)	収入 (%)
	社 数	金 額	社 数	金 額	社 数	金 額				
平成 24 (2012)	8,264	1,087,675	3,336	4,098,665	8,316	5,186,340	5,175,610	99.8	108.3	108.4
平成 25 (2013)	8,325	1,105,544	3,537	3,542,261	8,372	4,647,805	4,639,403	99.8	89.6	89.6
平成 26 (2014)	8,423	1,137,932	3,747	4,516,023	8,475	5,653,955	5,642,271	99.8	121.6	121.6

固定資産税

1 課税状況 平成27年度(2015年度)

(1) 土地

区分 種別	積 地 (A) (㎡)	筆 数 (筆)	決定価格 (B) (千円)	課税標準額 (C) (千円)	平均課税標準額 (C/A) (円/㎡)	平均価格 (B/A) (円/㎡)	提示平均価格 (円)	最高決定価格 (円/㎡)
一般田	218,327	393	30,357	30,357	139	139	1,000㎡当たり 138,423	171
田 〔介在田 市街化区域田〕	99,669	288	7,338,474	2,470,587	24,788	73,628	—	187,500
一般畑	158,004	374	11,588	11,588	73	73	1,000㎡当たり 72,853	114
畑 〔介在畑 市街化区域畑〕	117,179	489	8,908,564	2,966,695	25,318	76,025	—	177,500
宅地	15,432,491	77,088	1,891,611,726	572,171,231	37,076	122,573	1㎡当たり 122,563	611,500
池沼	11,781	7	1,057,516	714,767	60,671	89,765	—	98,160
山林	26,069	155	1,134,885	763,579	29,291	43,534	—	127,000
原野	10,820	45	487,921	337,275	31,171	45,094	—	119,000
鉄軌道	878,337	669	33,344,632	19,833,596	22,581	37,963	—	54,454
複合鉄軌道	6,646	10	538,484	363,542	54,701	81,024	—	152,633
雑種地	1,026,416	2,873	110,520,721	75,131,309	73,198	107,676	—	493,200
計	17,985,739	82,391	2,054,984,868	674,794,526	37,518	114,256	—	—

(注) 1 法定免税点以上のもの算出

2 提示平均価格については、法定免税点未満のものを含む

平成27年度(2015年度)固定資産概要調書より

(2) 家屋

区分 種別	棟 数 (A) (棟)	床 面 積 (B) (㎡)	価 格 (C) (千円)	平均価格 (C/B) (D) (円)	総価格の 前年度対比 (%)
木造	46,850	4,131,369	108,107,247	26,167	99.3
非木造	27,203	13,062,086	745,934,384	57,107	100.8
計	74,053	17,193,455	854,041,631	49,672	100.6

(注) 法定免税点以上のもの算出

平成27年度(2015年度)固定資産概要調書より

2 納税義務者の推移

年 度	種 別	土 地 の み	家 屋 の み	土 地 ・ 家 屋	償 却 資 産	合 計
平 成 25 (2013)	個 人	9,274	9,033	79,717	431	98,455
	法 人	486	804	2,260	2,084	5,634
	計	9,760	9,837	81,977	2,515	104,089
平 成 26 (2014)	個 人	9,221	8,920	81,675	461	100,277
	法 人	490	793	2,318	2,104	5,705
	計	9,711	9,713	83,993	2,565	105,982
平 成 27 (2015)	個 人	9,106	8,780	83,183	501	101,570
	法 人	472	796	2,350	2,158	5,776
	計	9,578	9,576	85,533	2,659	107,346

課税簿調定統計表より

税務オンラインシステム

税務事務の電算処理は、昭和57年(1982年)に電算機が導入されたことに伴い、委託による電算処理から自己処理に切り替え、事務処理の効率化を図り、平成2年(1990年)には、課税から収納・証明までの一貫したシステムとしてオンライン化を実施した。今後は、基幹系システム再構築方針に基づき、マイナンバー制度に対応したパッケージソフトの導入による新税務システムを平成29年(2017年)1月に稼働させる予定である。